

# 統計調査ニュース

平成23年（2011）5月

No.294



## 大都市と地方の少子化を捉える国勢調査

株式会社第一生命経済研究所主任研究員 松田 茂樹

東北地方太平洋沖地震で被災された方々にお悔やみ申し上げます。国勢調査は、日本に住んでいる全ての人の数や家族構成等を調査するものですが、調べたものは単なる数値ではなく、この国が守るべき尊い生命であるといえます。今は復興に携わる皆様にエールを送りたいと思います。

さて、私は少子化を研究する者ですので、この立場から国勢調査の2月の人口速報で得られた知見と今後期待される集計について述べたいと思います。

人口速報で得られた主な知見の第一は、昭和50年以降人口の増加率は徐々に低下し、平成17～22年にかけては年平均0.05%の微増にとどまったことです。第二は、東京都など9都府県で人口が増加したものの、38道府県で人口が減少したことです。我が国全体では人口減少とはなりませんでしたが、大半の地域は既に人口が減少し、

かつ減少率が拡大しています。人口減少が間近に迫っていることが確認された調査結果でした。長く続いた低い出生率の影響により、人口減少へ向かう流れは直ちに反転するものではありません。しかしながら、社会経済の安定的持続のためには、少子化対策を充実させて、希望する者が子どもを産み育てられるようにして、人口減少を緩和することが求められます。

日本に住んでいる全ての人を調査する国勢調査の集計結果は、そのための政策課題を正確に浮かび上がらせるものです。より詳細な結果が早く公表されることが期待されます。その際、少子化の現状を的確に把握するためには、次のような集計結果の公表が待たれます。例えば、都道府県及び市区町村別の人口・世帯等の結果です。これにより、重点的な対策が求められる地域が分かります。その他、子どもの成長段階等による世帯、親の働き方、その他属性が分かる

ような集計も必要とされています。これらは、支援策を行うべき対象者を考える参考情報になります。

我が国の少子化対策を振り返れば、これまでは、保育所の待機児童対策を始め、首都圏等の大都市に住む人で、かつ幼い子どもを持つ人が主な対象になる対策が中心でした。大都市に偏っていた理由は、地方よりも大都市の出生率が低かったからです。しかし、近年地方における出生率が急落し、地域によっては首都圏のそれに近くなりました。国勢調査の人口速報からも、地方で人口減少が拡大していることも明らかになりました。大都市における対策は依然として必要ですが、今後は地方に住む人たちの家族形成・出産・子育てを支援する少子化対策を拡充することが課題であると思います。国勢調査には、それが分かるような集計結果が提示されることが期待されます。

### 目次

大都市と地方の少子化を捉える国勢調査	1	平成24年経済センサス-活動調査の 実施に向けて（その3）	8
平成23年度全国都道府県統計主管課（部）長会議	2	事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の概要	9
平成21年全国消費実態調査 家計資産に関する結果の概要	4	我が国のこどもの数	10
平成23年社会生活基本調査の地方事務の概要	6	平成23年度地方統計職員業務研修（中央研修）の開催	11
平成23年社会生活基本調査の広報計画について	7	平成22年度統計研修の実施状況	12
		都道府県発とうけい通信 <sup>30</sup>	13

# 平成23年度全国都道府県統計主管課（部）長会議 内山晃総務大臣政務官のあいさつ（要旨）

本日は、皆さん遠くからお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

始めに、東日本大震災で被災に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様に心よりお悔やみを申し上げたいと思います。また、本日は被災された県からも、統計の担当課長には御多忙の中、御出席いただいておりますことに心からお礼を申し上げます。政府としましては、被害の実態調査とともに復興に向け取り組んでいるところでございます。私も内閣の一員として、全力で取り組んでまいります。

被災を受けた地域では、統計調査の実施が困難であるとの報告を受けておりますけれども、被災地の実態や住民感情や各県の業務体制を踏まえ、無理のない範囲で統計調査の実施をお願い申し上げます。

一方、統計調査の結果は、国内外から注目され、大きな影響を与えるものでございます。

震災後の日本の姿を把握する意味で、震災関連では、被災された県に対し、被災地の人口、世帯数を把握するための統計地図、被災地支援に活用していただける情報など、地方公共団体の要望に応じて提供しているところでございます。更に要望がございましたら、いつでもお知らせいただければと思います。

さて、本年度統計局が行う主な統計調査としましては、平成24年2月に「経済の国勢調査」ともいわれる『経済セ



内山晃総務大臣政務官

ンサス - 活動調査』を初めて実施します。また、本年10月には社会生活基本調査を実施します。

皆様方には、統計局の調査担当者との緊密な連絡のもと、用意周到な準備を進め、各統計調査を成功に導いていただくよう心からお願いを申し上げます。総務省としましては、私を始め政務三役、統計局、政策統括官、統計研修所の総力を挙げ、国民の共有財産としての統計の整備、改善及び普及に取り組む決意でございます。

各都道府県の皆様方におかれましても、今後とも総務省との密接な連携のもと、統計の整備、改善及び普及について、引き続き一層の御尽力をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 全国都道府県統計主管課（部）長会議について

この会議は、都道府県の統計主管課長等に対し、その年度における統計局、政策統括官（統計基準担当）、統計研修所及び独立行政法人統計センターの業務計画、課題等について説明することを目的として、毎年4月に開催しているものです。

本年度は、4月20日（水）に開催し、その冒頭で内山晃総務大臣政務官及び川崎茂統計局長からあいさつがありました。ここではその要旨を掲載します。

## 平成23年度全国都道府県

### 統計主管課（部）長会議次第の概要

- ・開会
- ・あいさつ
- ・各調査の取組などについて担当課室から説明
- ・見学（独立行政法人統計センター、統計資料館）
- ・各調査の取組などについて担当課室から説明（続き）
- ・質疑応答

## 川崎茂統計局長のあいさつ(要旨)

皆様、年度早々の大変お忙しい中、都道府県統計主管課長会議に御参集くださりまして誠にありがとうございます。また、震災によって大きな被害を受けられた県の皆様には、この大変な時期にお越しいただき、厚く御礼申し上げます。

### 東日本大震災への対応

東日本大震災では多くの方が災害に遭われております。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御家族、御友人を亡くされた方々にお悔やみ申し上げたいと思います。大変困難な状況でありますけれども、一日も早く復旧、復興が進みますように心からお祈り申し上げます。

大震災に関する統計局の対応について、三つの観点から申し上げます。

一つ目は被災者・被災地の実情への配慮です。まず優先すべきは、生命・安全・生活の確保です。そのような前提の下で事務体制を復旧していただき、統計の回復に努めていただきたいと思います。現地の状況は大変だと思いますが、私どもも支援させていただきますので、御要望などありましたら遠慮なくお知らせいただけたらと思います。

二つ目は既存の統計情報の有効活用です。私どもの統計情報からは、被災地域のリアルタイムな情報は得られません。しかし、震災前の地域の実態を表す情報はありますので、これを整理して提供することにより、災害の規模を把握し、今後の復興対策に役立てることが可能であると考えています。私どもとしては、現地のニーズに合わせてできるだけの情報提供を行いたいと考えています。

三つ目は震災の状況に対応した調査の実施、結果の公表です。震災によって調査の困難となった地域がかなり広域にわたっており、データの欠損が起きます。私どもとしては、震災に伴って推計方法をどのように変更したか、結果にどのような影響が生じたか、過去との比較でどういう点に注意すべきかなど、情報提供を行いたいと考えています。また、調査結果の中には震災の影響が現れ始めているものもありますので、その分析についても提供してまいりたいと思っています。

### 本年度の主要業務

今年度の主な業務課題について申し上げます。

最初に平成22年国勢調査です。6月には都道府県及び一定規模以上の都市の結果を含む「抽出速報集計」の結果を公表し、10月には「人口等基本集計」の結果を公表します。現在、調査結果の最終的な審査を行っているところです。また、平成27年の国勢調査に向けた検討を近いうちに開始いたします。今回の調査はかなり円滑に実施できたものと理解していますが、まだまだ改善の余地があると考えています。既に事後報告会等でいただいております御報告を参考にしながら、今後の企画にいかしていきたいと思っています。

続きまして、経済センサス-活動調査です。これは本年度における最大の統計調査の事業です。経済センサスは

国勢調査と並んで「二大センサス」と呼ばれ、統計体系の中核となる重要な統計調査です。この二つのセンサスを合わせますと、国と地域の実態が、人口・社会と経済の両面から明らかになります。その意味で、経済センサスの結果は今後の社会経済の発展のための計画づくりの基礎になるものです。また、この結果は、SNAの統計など他の統計のベンチマークとして用いられ、GDPなどの推計の基礎となります。皆様方の県内総生産等を推計する場合にも重要であり、様々な統計の精度・信頼性の向上に活用されます。日本の経済統計は統合性に欠けるといわれておりました。そこで、これまでの業種ごとの縦割りの弊害を是正し、既存の調査を統合化して横断的に調査することで、経済センサスができあがったものです。平成24年2月の実施を控え、間もなく地方への事務説明を行う予定です。本日の説明をお聞きいただき、管下の市区町村ともよく連携していただきますようお願いいたします。

続きまして、平成23年10月の社会生活基本調査について申し上げます。この調査は、国民生活のうち、貨幣で測れない質的な側面を捉えることを狙いとした統計調査であり、特に生活時間や余暇活動、ボランティア活動など様々な側面から調査するものです。震災地域における調査につきましては、個別に御相談して対応してまいりたいと考えています。この調査は国民生活を「定点観測」するものとして大変重要であると考えています。皆様の御尽力をお願いいたします。

最後に、お願いを三点ほど申し上げたいと思います。一点目は、統計は国と地域にとって不可欠な情報であり、その作成には国と地方公共団体が連携して当たることが欠かせないことです。その意味で、都道府県の統計主管課におかれては、統計の整備や利用に関して、管下の市区町村の皆様と一層の連携に努めていただきたいと思います。

### むすび

二点目は都道府県の統計主管課は各都道府県内の情報センターとしての役割が大きいことです。統計がより有効に活用されるように、県庁内や県民の方々に情報発信を積極的に行っていただくようお願いいたします。

三点目は統計局を始め総務省や他府省の統計部局とも連携を図っていただきたいと思います。特に地方行政の観点から、統計の整備や利用・提供について、積極的に御提言いただければありがたいと思います。

本年度の事業を円滑に進めることができるよう、都道府県の皆様と力を合わせて進めてまいりたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。



川崎茂統計局長

# 平成21年全国消費実態調査 家計資産に関する結果の概要

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和34年の第1回調査以来5年ごとに実施しており、一昨年の9月から11月にかけて実施した平成21年調査は、その11回目に当たります。主要耐久消費財に関する結果（平成22年7月公表）、単身世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果（同年9月公表）、二人以上の世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果（同年12月公表）に続き、本年3月に家計資産に関する結果を公表しましたので、その概要を紹介します。

注1）本文中の家計資産は全て、実物資産のうち住宅及び耐久消費財等の減価償却を考慮し価額評価した「純資産額」を用いている。

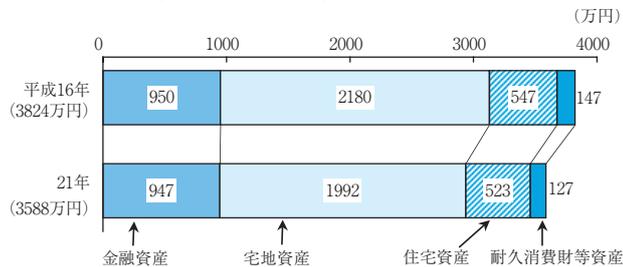
注2）平成21年と16年では実物資産の価額評価方法が異なるため、前回との比較に用いている16年の数値は、21年の価額評価方法に合わせて遡及集計した数値を用いている。

## 1世帯当たりの家計資産の状況

二人以上の世帯の平成21年11月末日現在の家計資産は、1世帯当たり3588万円となっています。これを資産の種類別にみると、宅地資産が1992万円（家計資産に占める割合55.5%）と最も多く、次いで金融資産が947万円（同26.4%）、住宅資産が523万円（同14.6%）、耐久消費財等資産が127万円（同3.5%）となっています。

また、平成16年と比べると家計資産は6.2%の減少となっています。（図1）

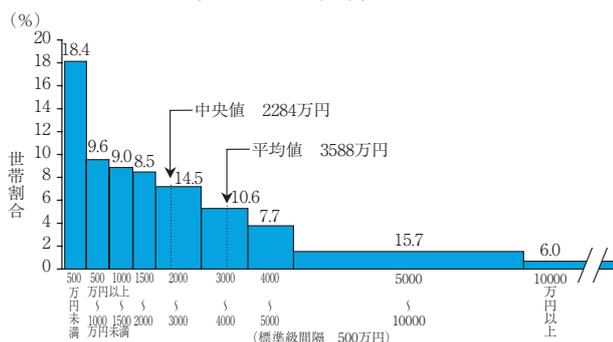
図1 1世帯当たり家計資産の前回との比較  
（二人以上の世帯）



## 家計資産額階級別の世帯分布の状況

二人以上の世帯の家計資産額階級別の世帯分布をみると、1世帯当たり家計資産は平均値3588万円、中央値2284万円となっており、平均以下の世帯が全体の66.2%を占め、資産額の低い階級に偏った分布となっています。（図2）

図2 家計資産額階級別世帯分布  
（二人以上の世帯）



## 年間収入十分位階級別の家計資産の状況

二人以上の世帯の1世帯当たり家計資産を年間収入十分位階級別にみると、第I階級が2181万円、第V階級が3065万円、第X階級が7041万円などとなっており、年間収入が高い世帯ほど家計資産も多くなっています。

所得階級間格差を第X階級の第I階級に対する家計資産の比(X/I)で見ると、3.2倍となっています。これを資産の種類別にみると、住宅資産が4.7倍、宅地資産及び耐久消費財等資産が3.2倍、金融資産が2.7倍となっています。

また、所得階級間格差を平成16年と比べると家計資産は3.4倍から3.2倍に縮小しています。これを資産の種類別にみると、宅地資産及び耐久消費財等資産では格差が縮小しており、住宅資産及び金融資産ではほぼ横ばいとなっています。（図3）

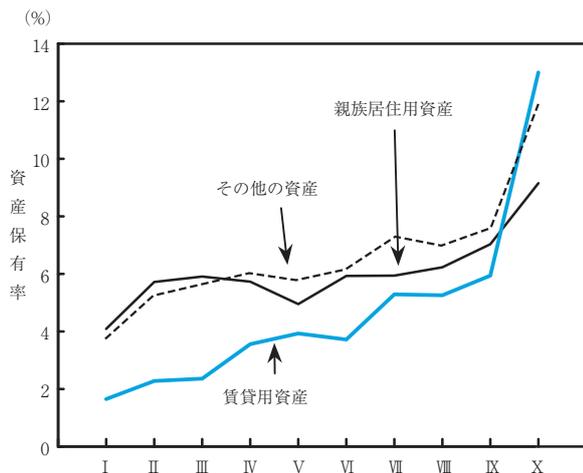
図3 年間収入十分位階級別1世帯当たり家計資産の  
前回との比較（二人以上の世帯）



## 現住居以外の住宅・宅地資産の保有率

二人以上の世帯の現住居以外の住宅・宅地資産の保有率を年間収入十分位階級別にみると、第I階級が8.6%と最も低く、年間収入が高い階級ほどおおむね高くなり、第X階級では27.9%となっています。これを現住居以外の住宅・宅地資産の種類別にみると、親族居住用資産、賃貸用資産及び「その他の資産」のいずれの資産も、第I階級が最も低く、第X階級が最も高くなっています。（図4）

図4 年間収入十分位階級別現住居以外の住宅・宅地資産保有率（二人以上の世帯）



世帯主の年齢階級別の家計資産の状況

二人以上の世帯の1世帯当たり家計資産を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満が854万円、30歳代が1400万円、40歳代が2395万円、50歳代が3710万円、60歳代が4925万円、70歳以上が5024万円となっており、年齢階級が高い世帯ほど家計資産が多く、70歳以上の世帯は30歳未満の世帯の5.9倍となっています。

平成16年と比べると、家計資産は30歳未満を除く各年齢階級で減少となっています。(図5)

また、単身世帯の家計資産を男女別にみると、男性が1861万円、女性が2997万円となっています。これを年齢階級別にみると、男女とも年齢階級が高くなるに従って多くなっており、家計資産の最も多い70歳以上と最も少ない30歳未満を比べると、男性は12.1倍、女性は10.5倍となっています。(図6)

図5 世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産の前回との比較（二人以上の世帯）

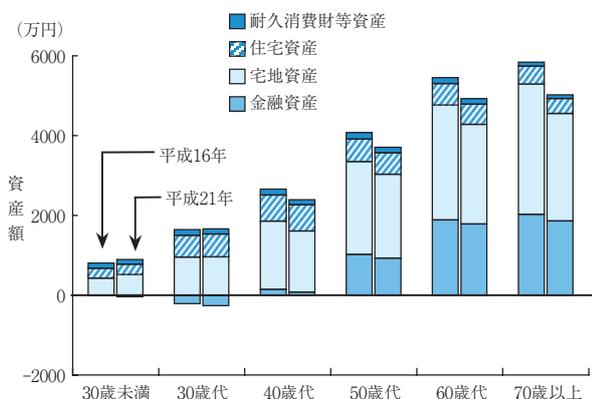
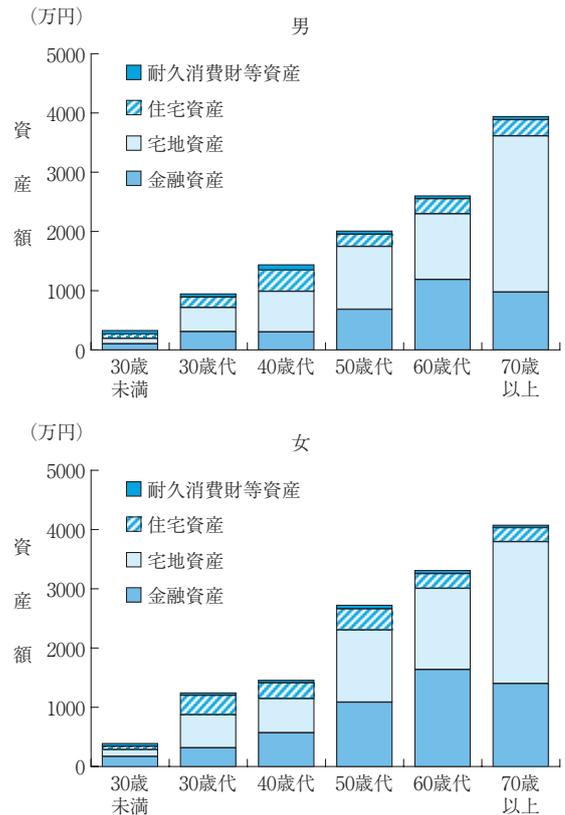


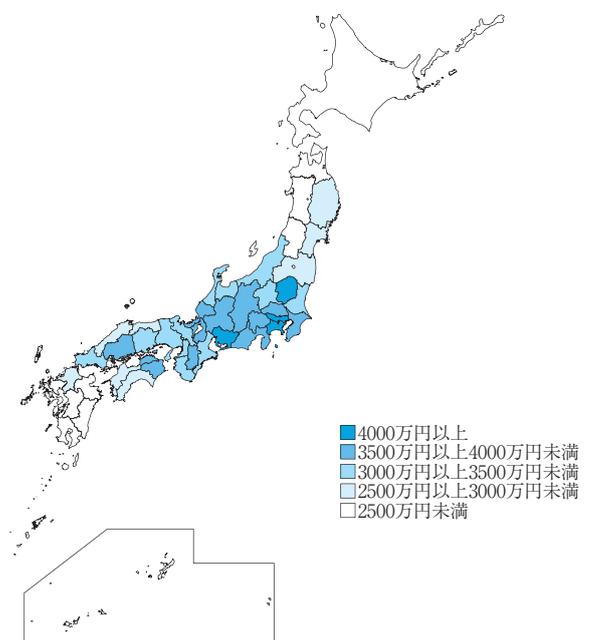
図6 男女、年齢階級別家計資産（単身世帯）



都道府県別の家計資産の状況

二人以上の世帯の1世帯当たり家計資産を都道府県別にみると、東京都が5909万円と最も多く、次いで神奈川県、愛知県、栃木県、香川県などとなっており、関東地方などで多くなっています。一方、最も少ないのは北海道の1812万円、次いで青森県、鹿児島県、沖縄県、長崎県などとなっており、北海道地方、九州地方などで少なくなっています。(図7)

図7 都道府県別1世帯当たり家計資産（二人以上の世帯）



# 平成23年社会生活基本調査の地方事務の概要

平成23年社会生活基本調査は、10月の調査実施まで5か月余りとなりました。

調査実施に向けて、現在、各種事務を進めていただいているところですが、今回は、調査の実施に係る今後の都道府県における事務の概要を紹介します。

## 調査の準備事務

- **調査の実実施計画を策定します**  
統計局が主催する「地方別事務打合せ会」(6月中下旬)での説明を受けて、調査事務が円滑に行われるよう実施計画を策定します。
- **準備調査用リーフレットを作成します**  
調査区内の全ての世帯に、調査への理解を得るために配布する「準備調査用リーフレット(調査のお知らせ)」を、都道府県ごとの生活時間の過ごし方やスポーツ、ボランティア活動の状況など、独自の内容を織り込んで作成します。
- **指導員及び調査員を設置します**  
指導員及び調査員を設置し、「統計調査員設置状況報告書」を作成して統計局へ報告します(9月下旬)。また、指導員、調査員に対して「指導員証」又は「調査員証」を発行し交付します。
- **「政府統計共同利用システム」への登録をします**  
オンライン調査実施準備のために、調査担当者の登録などの設定をします。
- **調査関係書類・用品の配布準備をします**  
統計局から送付された調査関係書類・用品の数量を確認して受領し(7月頃)、受領した調査関係書類の所定欄に必要な事項を記入した上で、指導員、調査員への配布の準備をします。
- **調査員事務打合せ会を開催します**  
「調査員事務打合せ会」を開催し(8月頃)、調査員に調査関係書類・用品などを配布するとともに、調査を実施する上で必要な事項、安全確保及び個人情報保護の保護について説明します。
- **地域の実情に応じた広報及び協力依頼をします**  
地域の実情に応じた広報を行うとともに、調査を円滑に実施するために、マンション・アパートの管理者等への協力依頼をします。

## 調査実施段階における事務

- **調査世帯を選定します**  
調査対象となる世帯を選定するために調査員があらかじめ作成した「世帯一覧」を用い、定められた方法で調査世帯を選定します(9月下旬)。調査世帯を示した「世帯一覧」を調査員に速やかに交付して、調査世帯を指示します。

- **調査世帯へ「事前依頼はがき」を郵送します**  
選定した全ての調査世帯に対して、調査対象として選定されたことを周知し、調査への理解を得るため、調査票の配布が始まる日の前日までに到着するよう「事前依頼はがき」を作成し、郵送します。
- **調査の実実施状況を把握し実地指導に当たります**  
調査が円滑に実施されるように、調査実施期間中、各調査区を巡回し、調査の実実施状況を把握するとともに、調査員の指導に当たります(10月中)。
- **インターネットによる回答状況の確認をします**  
オンライン調査の対象地域について、インターネットによる回答状況を確認し、調査員に伝達します。

## 調査票の取集後の事務

- **調査関係書類の審査をします**  
調査員から提出された調査関係書類について記入漏れや記入内容に誤りがないか審査します。記入漏れや疑問等があった場合は、調査員等を通じて世帯に確認し、補筆訂正します。
- **調査関係書類を整理し、提出します**  
調査関係書類を所定の方法で整理し、定められた期限までに統計局に提出します(11月～12月中旬)。
- **調査の実実施状況等を報告します**  
調査の実実施状況については、事務の段階ごとに記録して調査終了後取りまとめ、統計局主催の「地方別事後報告会」(12月中下旬)で報告します。

### 平成23年社会生活基本調査の調査対象地域となる市区町村の統計主管課の皆様へ

調査員が担当調査区の位置と境界を確認する際、市区町村で保管する平成17年、22年国勢調査の調査区関係書類の閲覧に伺いますので、格別の便宜をお取り計らい願います。

また、都道府県から調査員の推薦及び広報の実施について協力依頼がありましたら、併せて御協力くださいますようお願いいたします。

# 平成23年社会生活基本調査の広報計画について

平成23年社会生活基本調査の実施に伴う広報計画について、その概要を紹介します。

## 広報の必要性

平成23年社会生活基本調査は、1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など社会生活の実態を明らかにし、少子高齢化対策、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的として実施されます。

今回の調査は、昼間不在世帯の増加、統計調査に対する理解や協力意識の希薄化などにより調査環境が一層厳しさを増す中での実施が見込まれます。

特に、社会生活基本調査は、1日24時間の生活行動を2日間にわたって詳細に調査することに加え、様々な活動状況の把握など調査事項が多岐にわたるほか、教育、ふだんの健康状態、個人及び世帯の年間収入などの他人に知られることに対し抵抗感を抱くことが考えられる調査事項が多く含まれることから、記入者負担の大きい調査といえます。

このような状況の下で調査を正確かつ円滑に実施するためには、調査対象地域に対してきめ細かな広報を実施することで調査の周知を図り、調査への理解と信頼を得ることで、調査対象となった世帯の協力意識を高めることが必要となります。

## 広報の活動の基本方針

### 1 広報の目的

調査の実施について広く一般に対して周知するとともに、調査の趣旨や重要性への理解を促し、調査への信頼と協力を得ることを目的とします。

### 2 広報の対象

本調査は、無作為に抽出した地域に居住する世帯を対象とする標本調査であることから、地域に対しては集中的に調査実施の事前広報を行います。また、調査の知名度の向上を図るため国民全体を対象とした広域的な広報を行います。

### 3 広報の実施主体と役割分担

広報は、統計局及び地方公共団体との適切な役割分担の下に、相互に連携・協力して実施します。

## 統計局が行う広報活動

- 1 統計局ホームページや各種刊行物を活用し、調査実施等について広く周知します。
- 2 ポスターを作成するとともに、可能な限りマスメディア等も活用した広域的な広報を行います。
- 3 オートロックマンションでの円滑な調査活動を目的として、マンション管理団体に対し調査の協力依頼を行います。また、人が多く集まる場所での広報活動のため、関係団体に対し調査の協力依頼を行います。
- 4 次の資料を作成し、広報及び協力依頼に使用するとともに、地方公共団体へ提供し、地方公共団体が行う広報活動を支援します。

（広報・協力依頼等に用いる資料）

- ・ポスター
- ・準備調査用リーフレット（調査のお知らせ）
- ・実地調査用リーフレット（調査のお願い）
- ・平成23年社会生活基本調査のはなし
- ・調査協力依頼状
- ・広報マニュアル
- ・広報用イラスト素材集 他

## 社会生活基本調査のシンボルマーク



このシンボルマークは、外の円周で時間の流れを表現し、その中に、太陽と大地と様々な活動にいそしむ人の姿(社会)を図案化したものです。

# 平成24年経済センサス - 活動調査の実施に向けて（その3）

## -『事業所等確認票』の送付について-

総務省・経済産業省では、来年2月に実施する平成24年経済センサス - 活動調査を正確かつ円滑に実施するため、調査票の配布に先立って、支社等を有する企業の本社に平成23年6月から『事業所等確認票』を送付し、事業所の事業内容等を事前に確認しますので、その概要を紹介します。

### 1 経済センサス-活動調査とは

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにする調査です。

この調査は、全産業分野について売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の統計調査として新たに実施するものであり、日本の経済活動の実態を明らかにし、「日本の経済力」を知るための重要な調査です。

### 2 事業所等確認票とは

正確な統計を作成するためには、調査対象となる事業所・企業を正確に把握することが必要です。

このため、支社等を有する企業には、調査票の配布に先立って、平成23年6月から『事業所等確認票』を送付し、支社等の新設・廃止や事業内容等を事前に確認します。なお、『事業所等確認票』の送付対象は、原則として支社等を有する企業本社となりますが、一定規模以上の製造業事業所及び純粹持株会社も対象となります。

『事業所等確認票』には、「企業情報」、「事業所情報」、「調査票の回答方法」及び「調査書類の送付先」の各確認(記入)欄があります。企業・事業所情報については、平成21年7月に行った経済センサス - 基礎調査の情報等を基に、あらかじめ名称・所在地・事業内容等を印字しており、その内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(郵送かインターネットによる回答)を記入した上で、返送していただくことになります。

### 3 支社等とは

本社等が統括している事業所のことをいい、支所・支社・支店のほか、従業者を有し、事業活動が行われていれば、営業所、出張所、工場、自社の倉庫や社員寮、配送センターなども全て含まれます。



など

※「東京本社」など名称に本社とあっても、他から統括を受けていれば支社等に含めます。

# 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の概要

事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）は、事業所・企業を対象とした統計調査の母集団となるデータベースで、平成25年に正式運用を開始することとなっています。平成22年度には整備方針を策定しましたので、現在の取組状況を紹介します。

## 1 ビジネスレジスターについて

ビジネスレジスターとは、各種統計調査データや行政記録情報等を活用して、事業所・企業を対象とした統計調査の母集団となるデータを整備したデータベースのことです。

諸外国では、ビジネスレジスターを整備することにより、各種統計調査の品質の向上・確保に役立てるとともに、各種の統計調査を結合した統計（レジスター統計）を作成しています。

我が国では、平成19年の統計法の改正によって、法律上初めて規定されました。

## 2 平成22年度の取組

各種統計調査データや行政記録情報等を結合するためには、各種のデータを照合させ、共通の事業所・企業コードを付番する必要があります。統計委員会からも各府省がこのコードの保持・利活用することを始めたとして、ビジネスレジスターの整備の推進に関する意見が提出されました。

そこで総務省は、平成23年3月にビジネスレジスターの整備方針を策定し、各府省に通知しました。整備方針では、ビジネスレジスターを整備するためのサイクルを下図のとおりとし、ビジネスレジスターの整備に有効と考えられる統計調査（優先的に収録する統計調査）を次表のとおり設定して、利活用することとしました。

図 ビジネスレジスターの整備サイクル

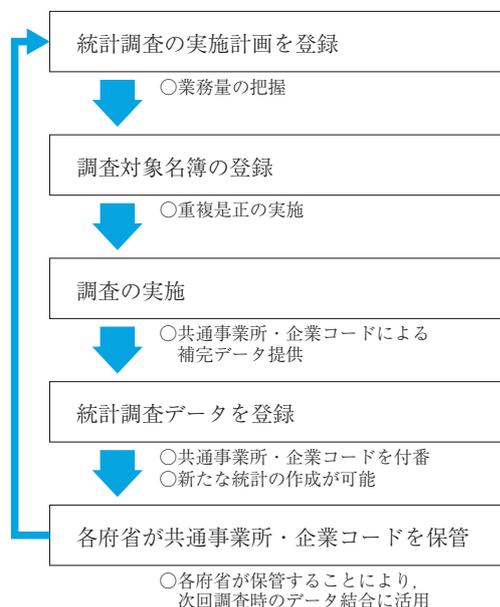


表 優先的に収録する統計調査

経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 サービス産業動向調査 科学技術研究調査 個人企業経済調査
法人企業統計調査 学校基本調査 農林業センサス 漁業センサス 毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査 医療施設調査 商業統計調査 工業統計調査 経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査 特定サービス産業動態統計調査 エネルギー消費統計調査 中小企業実態基本調査 建設工事施工統計調査

平成22年度は、整備方針の策定及び通知に関する取組のほか、厚生労働省から労働保険情報の提供を受け、経済センサス - 基礎調査との照合を開始しました。

## 3 平成23年度以降の取組

平成23年度には、表の統計調査のデータを収録するため、表中の統計調査間のデータの照合を実施します。このほかにも、行政記録情報として、上述の労働保険情報やEDINET情報（有価証券報告書情報）等を用いることにより、データベースの情報を更新します。さらに、NTTの電話帳のデータなど民間企業が保有するデータについても活用を検討します。

また、平成24年度にはビジネスレジスターの試験運用を実施し、平成25年1月から正式運用を予定しています。

## 4 ビジネスレジスターをめぐる今後の状況

既にビジネスレジスターを整備している諸外国と同様、我が国でも、ビジネスレジスターの整備を着実にを行い、統計調査の品質確保に向けた取組を行うとともに、統計の作成等の検討を行う必要があります。

これらの取組状況については、ホームページに掲載していく予定ですので、是非、御覧ください。

(<http://www.stat.go.jp/data/jsdb/index.htm>)

# 我が国のこどもの数

こどもの日にちなみ、平成23年4月1日現在における我が国のこどもの数を推計しましたので、その概要を紹介します。

## こどもの数は1693万人、30年連続の減少

平成23年4月1日現在におけるこどもの数（15歳未満人口。以下同じ。）は、前年に比べ9万人少ない1693万人で、昭和57年から30年連続の減少となり、過去最低となりました。

男女別では、男子が868万人、女子が825万人で、男子が女子より43万人多く、女子100人に対する男子の数（人口性比）は105.2となっています。（表1）

表1 男女別こどもの数

		平成23年	平成22年	対前年 増減
		4月1日 現在	4月1日 現在	
こどもの数 (万人)	男女計	1693	1702	-9
	男	868	873	-5
	女	825	830	-5
	人口性比	105.2	105.1	0.1
総人口 (万人)	男女計	12797	12803	-6
	男	6229	6236	-7
	女	6568	6568	0
	人口性比	94.8	94.9	-0.1
総人口に占める こどもの割合(%)		13.2	13.3	-0.1

こどもの数を年齢3歳階級別にみると、12～14歳が359万人、9～11歳が352万人、6～8歳が332万人、3～5歳が324万人、0～2歳が325万人となっており、0～2歳は3～5歳より1万人多くなっています。また、総人口に占める割合は、12～14歳が2.8%、9～11歳が2.8%、6～8歳が2.6%、3～5歳が2.5%、0～2歳が2.5%となっています。（表2）

## こどもの割合は13.2%、37年連続の低下

こどもの割合は、昭和25年には総人口の3分の1を超えていましたが、第1次ベビーブーム期（22年～24年）の後、出生児数の減少を反映して低下を続け、40年には総人口の約4分の1となりました。

その後、昭和40年代後半には第2次ベビーブーム期（46年～49年）の出生児数の増加によってわずかに上昇したものの、50年から再び低下を続け、平成9年には65歳以上人口の割合（15.7%）を下回って15.3%となり、23年は13.2%（前年比0.1ポイント低下）で過去最低となりました。

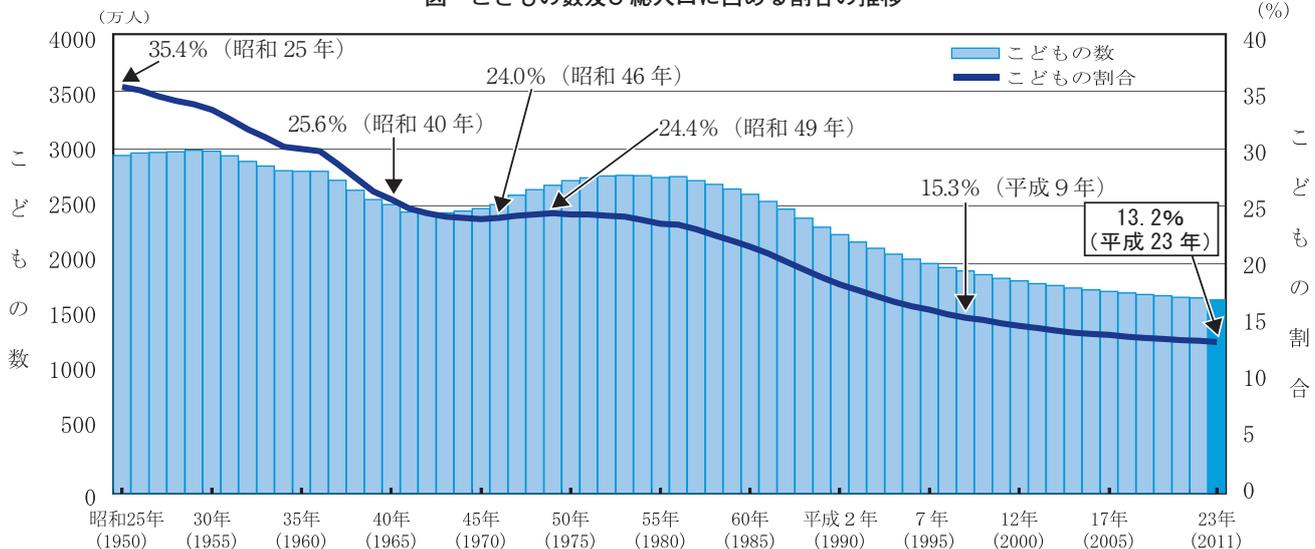
なお、こどもの割合は、昭和50年から37年連続して低下しています。（図）

表2 男女、年齢3歳階級別こどもの数（平成23年4月1日現在）

		こどもの 数	未就学の乳幼児（0～5歳）		小学生（6～11歳）		中学生 （12～14歳）		
			0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳			
人口 (万人)	男女計	1693	649	325	324	684	332	352	359
	男	868	333	167	166	351	170	181	184
	女	825	316	158	158	334	162	172	175
総人口に占める割合(%)		13.2	5.1	2.5	2.5	5.3	2.6	2.8	2.8

注）表1、2の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計が一致しない場合があります。

図 こどもの数及び総人口に占める割合の推移



資料：「国勢調査」による人口及び「人口推計」による人口  
注）平成22年及び23年は4月1日現在、その他は10月1日現在

# 平成23年度地方統計職員業務研修(中央研修)の開催

## 地方統計職員業務研修(中央研修)とは

公的統計は、国、都道府県、市区町村、統計調査員の方々の連携により作成されているところですが、市区町村では、統計業務に従事している職員の多くが他の業務と兼務となっています。また、市区町村や統計調査員を指導する立場にある都道府県統計主管課の職員についても、人事異動サイクルの短期化等により、必要とされる知識・経験の習得が必ずしも十分とはいえない状況にあります。

一方、統計調査をめぐる環境が厳しさを増す中、平成21年4月の統計法の全面施行を受けて、統計職員の知識の涵養、能力向上を図るため、研修のより一層の充実が必要となっています。

総務省政策統括官室では、地方における研修実施をサポートするため、都道府県統計主管課で研修の企画・運営等に従事している職員や自ら研修講師を務める職員を対象にした地方統計職員業務研修(中央研修)を毎年度実施しています。

## 研修の概要

平成23年度は、4月26日(火)、27日(水)の2日間、東京都新宿区の総務省第2庁舎において、東北の一部を除く都道府県から計47名の参加を得て実施しました。

今回の研修では、都道府県で実施される研修において必須科目となる事項や、研修を企画・立案する際や研修講師を務める際に参考となる事項について習得できるようなカリキュラムとしました。

<4月26日(1日目)>

- 1 講義:「統計行政の動向」(講師:政策統括官付統計企画管理官室 統計企画管理官補佐 上田 聖)



「統計行政の動向」講義の様子

近代統計史や、戦後の統計再建、政府統計

の改革、統計法の改正にまつわる秘話など興味深いエピソードを織り交ぜながら、統計行政の動向について説明がありました。

- 2 講義:「公的統計の整備に関する基本的な計画の推進状況」(講師:政策統括官付統計企画管理官室 企画官 澤村 保則)

平成21年3月に閣議決定した「公的統計の整備に関する基本的な計画」の概要と、当該計画のうち、地方公共団体に関連する課題への取組状況について説明がありました。

- 3 講義:「研修の企画・実施及びプレゼンテーションの技法」(講師:(株)話し方研究所 相川 美奈子氏)

効果的なコミュニケーションを行うための技法や留意点について説明がありました。また、プレゼンテーションの技法に関する実習がありました。

<4月27日(2日目)>

- 1 講義:「統計研修所の地方公共団体職員に対する研修の実施状況について」(講師:統計研修所 企画課長 宇田川 恵子)



「統計研修所の地方公共団体職員に対する研修の実施状況について」講義の様子

統計研修所が企画・実施している地方公共団体職員を対象とする研修の実施状況や課程について説明がありました。

- 2 講義:「登録調査員に対する研修及び地方統計研修の実施状況について」(講師:政策統括官付統計企画管理官室 普及指導担当統計専門職 神 朋哉)

政策統括官室が登録調査員や地方公共団体の統計業務従事職員を対象として、企画・実施している研修の内容とともに、その実施状況について説明がありました。

- 3 班別討議

受講者が事前に提出したワークシートに基づき、「統計従事職員の資質向上方策について」をテーマとして、6班に分かれて討議を行



班別討議の様子

い、その討議結果を全体の場で発表しました。地方公共団体の統計従事職員や統計調査員に必要な資質向上のための具体的方策について、班ごとに様々な観点から討議が行われました。また、討議を通じて各都道府県における研修等に関する情報交換なども行われ、非常に参考になったとのことでした。

## 研修を終えて

今回の中央研修が各都道府県における研修の企画・実施や、業務遂行の際に役立てていただけることを期待しております。

また、受講者の皆さんには、アンケートを提出していただいております。頂いた御意見・御要望を踏まえ、今後、研修内容の一層の充実を図っていきたく考えております。

## 平成22年度統計研修の実施状況

平成22年度の統計研修は、マイクロデータの二次的利用に当たって必要な基礎的知識・技術を習得するための「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」課程を新設しました。また、「地域別統計セミナー」においては、地方公共団体から複数回開催の要望が多いことから、仙台市と岡山市の2回開催としました。課程別受講者数は、次表のとおりです。

平成22年度研修課程別受講者数

研修課程		研修期間		受講者数(人)					
				計	国の機関	都道府県	市区町村	政府関係機関	
本科		9月2日(木)～12月8日(水)	3か月	20	17	3	0	0	
専科	調査設計	5月31日(月)～6月11日(金)	2週間	9	6	3	0	0	
	人口推計	7月26日(月)～7月30日(金)	1週間	24	0	14	10	0	
	経済予測	8月2日(月)～8月6日(金)	1週間	26	5	16	4	1	
	PCを用いた統計入門	(5月)	5月17日(月)～5月21日(金)	1週間	34	18	6	8	2
		(6月)	6月21日(月)～6月25日(金)	1週間	31	14	7	6	4
		(10月)	10月18日(月)～10月22日(金)	1週間	39	18	14	4	3
		(12月)	12月13日(月)～12月17日(金)	1週間	39	22	6	3	8
	PCを用いた統計分析	(10月)	10月25日(月)～10月29日(金)	1週間	38	15	14	5	4
		(1月)	1月31日(月)～2月4日(金)	1週間	37	14	12	6	5
	国民・県民経済計算	(7月)	7月5日(月)～7月9日(金)	1週間	39	1	29	9	0
		(9月)	9月6日(月)～9月10日(金)	1週間	22	3	17	2	0
産業連関表の構造と分析		9月13日(月)～9月17日(金)	1週間	24	8	9	6	1	
特別講座	一般職員課程	(5月)	5月11日(火)～5月14日(金)	4日間	47	13	20	14	0
		(1月)	1月17日(月)～1月20日(木)	4日間	42	14	12	15	1
	中堅職員課程		7月12日(月)～7月15日(木)	4日間	25	4	18	2	1
	経済統計入門		6月7日(月)～6月9日(水)	3日間	37	12	20	4	1
	地域分析とGIS(地理情報システム)入門		10月6日(水)～10月8日(金)	3日間	18	4	7	7	0
	行政評価のための統計的手法		11月8日(月)～11月11日(木)	4日間	28	14	8	6	0
	統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門		11月16日(火)～11月19日(金)	4日間	24	18	2	2	2
	統計調査基礎課程	通信研修(基礎)	5月～7月, 9月, 11月, 1月の各月	各15日間	164	69	71	20	4
		うちスクーリング	8月, 2月の各月	各2日間	25	13	7	5	0
		応用	12月, 2月の各月	各15日間	58	22	28	7	1
	地域別統計セミナー(北海道・東北地域対象)		3月4日(金)	1日	51	7	32	10	2
地域別統計セミナー(中国・四国地域対象)		3月11日(金)	1日	45	1	36	8	0	
				受講者合計	959	337	414	167	41

注1)「研修期間」欄の4月から12月は平成22年、1月から3月は平成23年を示す。  
 注2)「国の機関」には、独立行政法人の職員を含む。

■現在募集中の統計研修については、国・地方公共団体及び政府関係機関の研修担当窓口へ送付している「統計研修生募集要項」又は統計研修所のホームページを御覧ください。

統計研修所ホームページ(統計研修のページ) <http://www.stat.go.jp/training/1kenshu/1.htm>

〈お問い合わせ先〉統計研修所企画課企画係 TEL (03) 5273-1289 FAX (03) 5273-1292

都道府県発とうけい通信③

# 『都道府県別合計特殊出生率の実態について』

山形県企画振興部統計企画課

昨年度まで大学院で統計学を学んできた当課職員による標題の研究論文が、(財)厚生統計協会発行の「厚生指標」(2011年3月号)に掲載されました。この場をお借りし簡単に紹介させていただきます。

研究の目的は、厚生労働省「人口動態統計」で公表されている都道府県別合計特殊出生率の算出方法の問題点を改善することによって、近年における都道府県別合計特殊出生率の動向を、より正確に把握することです。

論文によると、都道府県別合計特殊出生率の最大の問題点は、表1のとおり、その分母に用いられる年齢(5歳階級)別女子人口のデータが、国勢調査年では、国勢調査結果に基づく日本人人口であるのに対し、非国勢調査年では、資料とする総務省統計局の推計人口に日本人人口の推計がないため、やむを得ず外国人人口を含む総人口が用いられていることにあります。その結果、非国勢調査年の都道府県別合計特殊出生率は、国勢調査年と比べ、かなり低い水準となっていることが示されています。

また、総務省統計局推計の年齢階級別女子人口の推計誤差の影響も無視できないことを指摘した上で、これら二つの要因が全都道府県の合計特殊出生率に及ぼす影響を調べるために、「2005年人口動態統計」を用いた以下の分析を行っています。

厚生労働省「人口動態統計」では、調査年の翌年6月頃に速報に当たる「概数」が、同9月頃(国勢調査年の翌年は12月頃)に確報に当たる「確定数」が公表されます。表2のとおり、国勢調査年である2005年の都道府県別合計特殊出生率の分母に用いられた女子人口は、「確定数」では前述のとおり2005年国勢調査結果に基づく日本人人口でした。ところが、国勢調査の第一次基本集計を待たず

に公表される「概数」では、非国勢調査年の場合と同様に、推計人口(外国人人口を含む総人口)が用いられていたため、「確定数」の合計特殊出生率は全都道府県で「概数」から上方修正される結果となりました。

その乖離を「外国人人口による影響」と「推計人口の推計誤差による影響」に分解したのが図です。この結果、分母に外国人人口が含まれる影響は、どの県にとっても例外なく合計特殊出生率を押し下げる要因となっており、また、推計人口の推計誤差による影響についても、一部に例外がみられるものの、大部分の県で合計特殊出生率を押し下げる要因となっています。

なお、今年公表される2010年の都道府県別合計特殊出生率においても同様に、「概数」から「確定数」で大幅に上方修正されることが考えられますので、注意が必要です。

そこで、非国勢調査年の合計特殊出生率の精度を高めるために、分母の女子人口に各県による推計人口を用いるとともに、日本人人口を推計することによって、国勢調査年のものと比較可能な都道府県別合計特殊出生率を試算しています。その結果、「人口動態統計」の結果とは異なり、大部分の都道府県において、2005年の合計特殊出生率が2000年から2009年における最低値となっていることが判明しています。

このように、都道府県別の年齢階級別推計人口は、近年その重要性が一段と増しています。今後、その推計方法の改善による更なる精度向上や、日本人人口の推計が行われることによって、都道府県別合計特殊出生率の精度向上につながることを期待されます。

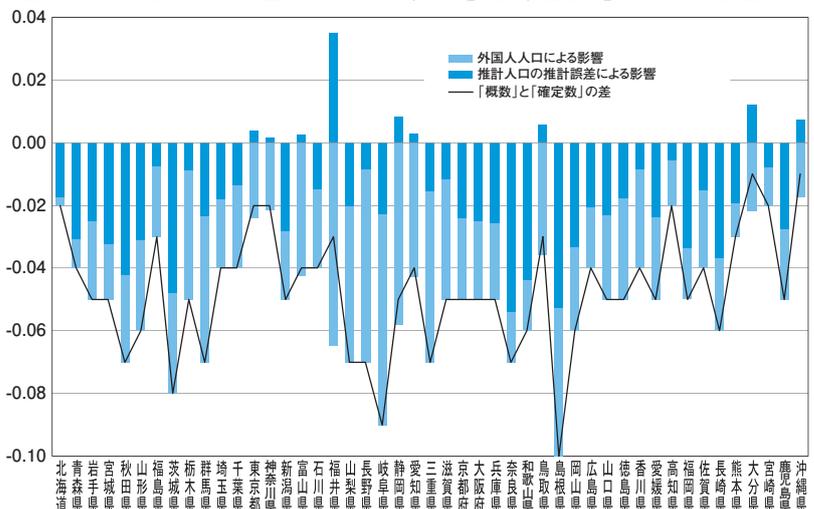
表1 合計特殊出生率の分母に含まれる女子人口

	国勢調査年		非国勢調査年	
	日本人	外国人	日本人	外国人
全国	○	×	○	×
都道府県別	○	×	○	○
(資料)	国勢調査		総務省統計局人口推計	

表2 「概数」及び「確定数」で分母に用いる女子人口

	概数	確定数
国勢調査年	推計人口(総人口)	国勢調査人口(日本人)
非国勢調査年	推計人口(総人口)	

図 2005年の合計特殊出生率における「概数」と「確定数」の乖離の要因分解



出典：厚生統計協会「厚生指標2011年3月号」

# 最近の数字

		人口		労働・賃金			生産		家計(二人以上の世帯)		物価		
		総人口 (推計による人口)	就業者数	完全失業率 (季調済)	現金給与総額 (規模30人以上)	鉱工業 生産指数 (季調済)	サービス産業 の月間売上高	1世帯当たり 消費支出	1世帯当たり 可処分所得 (うち勤労者世帯)	消費者物価指数		国内企業 物価指数	
		千人(Pは万人)	万人	%	円	H17=100	兆円	円	円	H17=100	H17=100	H17=100	
実数	H22. 11	128062	5977	5.1	313,202	93.9	23.7	284,212	357,263	99.9	99.4	103.0	
	12	P12739	5959	4.9	661,040	96.2	P24.9	327,006	758,719	99.6	99.0	103.4	
	H23. 1	P12737	5941	4.9	303,301	96.2	P21.0	289,191	350,363	99.4	98.6	103.9	
	2	P12737	5950	4.6	294,764	97.9	P20.6	260,793	396,810	99.3	98.5	104.1	
	3	P12796	5928	4.6	P307,690	P82.9	...	293,181	351,258	99.6	98.8	P104.7	
4	P12797	...	...	...	...	...	...	...	...	P99.1	...		
前年同月比	H22. 11	-	-0.1	* 0.0	0.7	* 1.6	-1.1	-0.4	0.5	0.1	0.2	0.9	
	12	-	0.1	* -0.2	0.9	* 2.4	P-2.0	-3.3	-1.4	0.0	-0.1	1.2	
	H23. 1	-	0.0	* 0.0	1.5	* 0.0	P-4.9	-1.0	-3.4	0.0	0.0	1.5	
	2	-	0.6	* -0.3	1.2	* 1.8	P-4.2	-0.2	1.4	0.0	-0.1	1.7	
	3	-	-0.2	* 0.0	P0.0	* P-15.3	-	-8.5	-3.2	0.0	-0.2	P2.0	

注) P:速報値 \* :前月比  
 総人口の平成22年12月から平成23年2月は平成17年国勢調査を基準とした値、平成22年11月及び平成23年3月以降は平成22年国勢調査人口速報集計を基準とした値  
 就業者数及び完全失業率は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果  
 家計(二人以上の世帯)の前年同月比は実質値



## 統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所の主要行事日程(2011年5月~6月)

時期	行事等の概要	時期	行事等の概要
5月 2日	統計トピックス「我が国のこどもの数-『こどもの日』にちなんで-」	6月 3日	平成21年経済センサス・基礎調査(確報)事業所に関する集計及び企業等に関する集計結果公表
9日	統計研修 特別講座「一般職員課程」開講(～12日)	〃	家計消費状況調査(支出関連項目:平成23年4月分速報)公表
10日	家計消費状況調査(支出関連項目:平成23年3月分、平成23年1～3月期及び平成22年度平均速報)公表	〃	小売物価統計調査(自動車ガソリン:平成23年5月分)公表
11日	小売物価統計調査(自動車ガソリン及び東日本地域における一物品目速報値:平成23年4月分)公表	〃	平成23年度小売物価統計調査実務研修会開催
〃	統計研修 特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(5月通信研修)開講(～31日)	10日	統計研修 特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(6月通信研修)開講(～30日)
16日	統計研修 専科「PCを用いた統計入門」開講(～20日)	14日	家計調査(家計消費指数:平成23年4月分)公表
17日	労働力調査(詳細集計)平成23年1～3月期平均(速報)公表	〃	家計消費状況調査(支出関連項目:平成23年4月分確報)公表
〃	家計調査(家計収支編:平成23年1～3月期平均速報)公表	〃	平成23年社会生活基本調査地方別事務打合せ会開催(～29日)
〃	家計調査(貯蓄・負債編:平成22年10～12月期平均及び平成22年平均)公表	15日	統計研修 特別講座「経済統計入門」開講(～17日)
〃	家計調査(家計消費指数:平成23年3月分及び平成23年1～3月期)公表	17日	総合統計データ月報(6月更新分)
〃	家計消費状況調査(支出関連項目:平成23年3月分、平成23年1～3月期及び平成22年度平均確報)公表	〃	第46回統計委員会
18日	個人企業経済調査(動向編)平成23年1～3月期結果(速報)公表	20日	人口推計(平成23年1月1日現在確定値及び平成23年6月1日現在概算値)公表
19日	平成23年度労働力調査実務研修会開催(～20日)	〃	統計研修 特別講座「中堅職員課程」開講(～23日)
20日	人口推計(平成22年12月1日現在確定値及び平成23年5月1日現在概算値)公表	22日	「PSI月報(6月)」刊行
〃	第45回統計委員会	27日	住民基本台帳人口移動報告(平成23年5月分)公表
23日	総合統計データ月報(5月更新分)	29日	サービス産業動向調査(平成23年4月分速報及び平成23年1月分確報)公表
26日	個人企業経済調査(動向編)平成23年1～3月期(確報)及び平成22年度結果公表	下旬	「統計でみる市区町村のすがた 2011」刊行
〃	「PSI月報(5月)」刊行	〃	平成21年経済センサス・基礎調査(確報)町丁・大字別集計及び調査区別集計結果公表
27日	消費者物価指数(全国:平成23年4月分、東京都区部:平成23年5月分(中旬速報値))公表	6月中	平成22年国勢調査 抽出速報集計結果公表
〃	小売物価統計調査平成23年4月分(東京都区部:平成23年5月分)公表		
30日	住民基本台帳人口移動報告(平成23年4月分)公表		
〃	統計研修 専科「調査設計」開講(～6月3日)		
31日	労働力調査(基本集計)平成23年4月分(速報)公表		
〃	家計調査(二人以上の世帯:平成23年4月分速報)公表		
〃	サービス産業動向調査(平成23年3月分速報、平成23年1～3月期速報、平成22年度速報、平成22年12月分確報、平成22年10～12月期確報及び平成22年確報)公表		

この記事引用する場合には、下記にあらかじめ御連絡ください。

**編集発行 総務省統計局**  
 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1  
 総務省統計局総務課広報担当  
 TEL 03-5273-1120  
 FAX 03-5273-1010  
 E-mail g-kouhou@soumu.go.jp  
 ホームページ <http://www.stat.go.jp/>  
 御意見・御感想をお待ちしております。